

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 3 年 1 月
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

1 改正の趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）の規定に基づき、監理団体及び実習実施者等に提出を求めている申請書、届出書及び報告書について、技能実習生の状況をより適切に把握しその保護に資すること等を目的として、所要の改正を行う。

2 改正の概要

法の委任に基づき外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）に定める別記様式について、以下の改正を行う。

- (1) 技能実習計画認定申請書（規則別記様式第1号）及び監理団体許可（有効期間更新）申請書（規則別記様式第11号）の一部改正

技能実習計画の認定申請及び監理団体の許可（有効期間更新）申請に際し、申請者が法に規定する欠格事由を確認し、そのいずれにも該当しないことを誓約した上で申請を行うことをより明確に確認するための記入欄を設ける等の改正を行う。

- (2) 技能実習実施困難時届出書（規則別記様式第9号及び第18号）の一部改正

技能実習の継続が困難となった場合の監理団体及び実習実施者による届出事項として、技能実習生の現状や技能実習の継続のための措置等に係る項目を追加する。

- (3) その他所要の改正を行う。

3 根拠法令

法第8条第1項、第21条第1項、第22条、第23条第2項（法第31条第5項において準用する場合を含む。）、第42条第2項及び第45条

4 施行期日等

公布日 令和3年3月中旬（予定）

施行期日 令和3年4月1日